

職 発 0116 第 2 号

令和 6 年 1 月 16 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について（職業安定行政関係）

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 6 年政令第 5 号。以下「令」という。別添 1 参照。）が、令和 6 年 1 月 11 日付で公布され、同日から施行された。このため、令和 6 年能登半島地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。別添 2 参照。）の規定の一部が適用されることとなった。具体的には、法第 2 条第 1 項の「特定非常災害」として令和 6 年能登半島地震による災害が指定（特定非常災害発生日：令和 6 年 1 月 1 日）され、その被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長（法第 3 条）及び期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第 4 条）等を行うこととされた。

これを受けて、令和 6 年 1 月 16 日付で、厚生労働行政に係る法第 3 条第 1 項の措置の対象等を指定するため、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件（令和 6 年厚生労働省告示第 7 号。以下「指定告示」という。別添 3 参照。）を告示した。

これらに伴う職業安定行政に関する留意点等は下記のとおりであるので、この内容について御了知の上、関係者への周知など事務取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、別添4のとおり内閣府政策統括官（防災担当）、総務省行政管理局並びに法務省大臣官房司法法制部及び法務省民事局から依頼があったことを申し添える。

記

第1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（法第3条）

1 指定告示による満了日の延長（法第3条第1項・第2項）

（1）指定告示の対象範囲

令第2条により、令和6年能登半島地震による災害に対し、法第3条の行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置を適用することとされ、法第3条第2項に基づき、指定告示により、厚生労働行政に係る当該措置の対象となる法第3条第1項の特定権利利益及び対象者が指定された。

職業安定行政に関するものは、次のとおりである。

① 対象となる特定権利利益及び対象者は、次のとおりである。

対象となる特定権利利益	対象者
職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※）内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第33条第1項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※）内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域（※）内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 50 条第 1 項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域（※）内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第 51 条第 1 項の規定に基づく特例給付金の支給	特定被災区域（※）内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第 74 条の 2 第 2 項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域（※）内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第 4 条第 3 項の規定に基づく報奨金の支給	特定被災区域（※）内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第 4 条第 4 項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域（※）内に主たる事務所を有する者

（※）特定被災区域とは、令和 6 年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域である。更新されうるため、内閣府防災情報のページ

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）を参照すること。

② 当該措置による延長後の満了日は、令和 6 年 6 月 30 日である。

③ 指定告示による有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可の満了日の延長の措置については、対象となる事業主は現在の許可証のもとで令和 6 年 6 月 30 日までこれらの事業を継続することができる。同年 7 月 1 日以後、事業を継続する場合、同日付の許可更新が必要とな

り、3か月前の同年3月31日までに、許可更新の申請を行うものとする。

- ④ 障害者雇用調整金、特例給付金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金の対応については、別添5のとおり、令和6年1月16日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているため、別添5の内容を御了知いただくとともに、事業主から照会があった際には、別添5の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

2 職業紹介事業及び労働者派遣事業における個別の満了日の延長（法第3条第3項）

- ① 法第3条第3項により、指定告示により指定された特定権利利益及び対象者以外であっても、特定非常災害の被害者から、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出があったものについては、令和6年6月30日までの期日を指定して個別にその満了日を延長することができる。

- ② このため、有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業を行う事業主であって、特定被災区域に主たる事務所を有さないものから、上記の措置の申出があった場合には、本省において、個別の事情を勘案して、有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可の有効期間を延長することとする。

したがって、各労働局において、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出があった場合、当該書面を本省に送付されたい。

第2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第4条）

（1）法第4条の措置

令第2条により、令和6年能登半島地震による災害に対し、法第4条の期

限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置を適用することとされ、当該免責に係る期限は、令和6年4月30日とされた。

このため、令和6年1月1日から令和6年4月29日までの間に法令に規定されている履行期限が到来する義務については、令和6年能登半島地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった場合において、当該義務が令和6年4月30日までに履行されたときは、当該義務が令和6年能登半島地震による災害により履行されなかったことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任は問われない。

当該措置は、全国の区域について、令和6年能登半島地震による災害による場合に適用される。職業安定行政に関するものは、別添6のとおりである。

令和6年能登半島地震による災害に起因して義務を履行することができないか否かの判断においては、主たる事務所が特定被災区域内にある場合のほか不履行に係る理由が合理的なものである場合（資料の保管が特定被災区域内でなされている場合など）は災害によるものと判断する。

なお、本取扱いは本来の義務の免除、履行期限の延長を行うものではないことに留意されたい。その他、判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

<担当連絡先>

【第1のうち職業紹介事業及び労働者派遣事業に関する事項
並びに第2のうち別添6の2・3に関する事項】
需給調整事業課

伊藤、若杉（内線 5745）

【第1のうち障害者雇用調整金等に関する事項
及び第2のうち別添6の5～11に関する事項】
障害者雇用対策課

細川、角野、西村（内線 5863、5855、5831）

【第2のうち別添6の1に関する事項】
外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室

小崎、新宅（内線 5729）

【第2のうち別添6の4に関する事項】
雇用開発企画課建設・港湾対策室

末廣、小島（内線 5804）

【第2のうち別添6の12～17に関する事項】
雇用保険課

平井、汀（内線 5760）

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年一月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第五号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、同年一月一日を同項の特定非常災害発生日として定める。
第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置の指定

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和六年六月三十日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。
（法人の破産手続開始の決定の特例に係る措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和七年十二月三十一日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に係る地区及び期日）
第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六條の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に係る地区及び期日）
第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七條の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
法務大臣 小泉 龍司

令和六年能登半島地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年一月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第六号

令和六年能登半島地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定）

第一条 総合法律支援法（次条において「法」という。）第三十条第一項第四号に規定する非常災害として、令和六年能登半島地震による災害を指定する。
（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間）

第二条 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和六年十二月三十一日までとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣 小泉 龍司
内閣総理大臣 岸田 文雄

府 令 ・ 省 令

内閣府、総務省、法務省、
財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、
令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
令和六年一月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
法務大臣 小泉 龍司
財務大臣臨時代理 松本 剛明
国務大臣 武見 敬三
厚生労働大臣 坂本 哲志
農林水産大臣 齋藤 健
経済産業大臣 齋藤 健
国土交通大臣 齋藤 健

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全
等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日)

(法律第八十五号)

第百三十六回通常国会

第一次橋本内閣

改正	平成	九年	五月	九日法律第	五〇号
	同	一一年	二月二日同	第一六〇号	
	同	一四年	七月二日同	第八五号	
	同	一六年	六月二日同	第六七号	
	同	一六年	六月二日同	第七六号	
	同	一六年	六月二八日同	第一一一号	
	同	一六年	六月二八日同	第一一二号	
	同	一八年	六月二日同	第五〇号	
	同	一八年	六月二日同	第九二号	
	同	二〇年	五月二三日同	第四〇号	
	同	二三年	六月二四日同	第七四号	
	同	二五年	六月二一日同	第五四号	
	同	三〇年	六月二七日同	第六七号	
	令和	三年	五月一九日同	第三六号	
	同	四年	五月二〇日同	第四四号	

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置
に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別
措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を
図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利
益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人
の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間
の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による
調停の申立ての手数料の特例及び景観法(平成十六年法律第百十
号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものと
する。

(平一六法七六・平一六法一一・平二五法五四・平三〇

法六七・令四法四四・一部改正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の
被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害に
より債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承
認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難と
なつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅
速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入
居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と
認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災
害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政

令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(平二五法五四・一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七條第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項、デジタル庁設置法第七條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場

合にあつては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延

長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法一六〇・令三法三六・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者)が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間(この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。)の末日

が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人(前号の場合にあつては、同号に定める者)が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

(平二五法五四・追加)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に

規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平一六法一一一・追加、平二五法五四・旧第八条繰下、
令四法四四・旧第九条繰上)

附則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

附則

(平成九年五月九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成九年一月八日)

○中央省庁等改革関係法(平成一一法律一六〇)抄
(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一一年一月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条
第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
公布の日

附則（平成一四年七月一二日法律第八五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一四年政令第三三〇号で平成一五年一月一日から施行）

附則（平成一六年六月二日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一七年政令第一九一号で平成一七年六月一日から施行）

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（施行の日〳平成一七年一月一日）

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第一一一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第一百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行

する。

(施行の日) 平成一六年一月一七日)

(規定する日) 平成一七年六月一日)

(平一六法一二・一部改正)

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の

施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から

施行)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に

よる法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二〇年一月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附則 (平成一八年六月二一日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施

行)

附則 (平成二〇年五月二三日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年一月四日から

施行)

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律) ㇿ/ㇿ

第五条 第四条の規定による改正後の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第六条（新災害対策基本法第百八条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害について適用する。

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和元年政令第二九号で令和元年六月二五日から施行）

附則（令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（こ

れに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続きをしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続きがされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続きがされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和四年政令第二〇二号で令和四年五月三一日から施行）

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（次項において「旧特定非常災害法」という。）第八条の規定によりされている建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長は、それぞれ第十一条の規定による改正後の建築基準法（次項及び附則第十四条において「新基準法」という。）第八十五条

第五項又は第八十七条の三第五項の規定によりされている許可の期間の延長とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧特定非常災害法第八条の規定による建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長に係る申請は、それぞれ新基準法第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請とみなす。

○厚生労働省告示第七号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に当り当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。

令和六年一月十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

<p>対象となる特定権利利益</p>	<p>対象者</p>
<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定（令和六年能登半島の地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）</p> <p>職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可</p>	<p>特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者</p> <p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）</p>

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当(同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求)	旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十号)第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。)	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録(特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。)	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許(特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。)	あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十二条第一項又は第二項の規定に基づくけししの栽培の許可	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給
特定被災区域内に主たる事務所を有する者(令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く)	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に指定医療機関を有する者	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者	特定被災区域内に栽培地を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者

障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく特例給付金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第四十条第三項の規定に基づく報奨金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という)第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定(特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定(特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医薬部外品又は化粧品(体外診断用医薬品を除く)の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医薬部外品又は化粧品の製造所に係る登録(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)
特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に薬局を有する者	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内に事務所を有する者

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十第九第一項の規定に基づくキャリアアコンサルタントの登録	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第三条第二項の規定に基づく特別給付金を受ける権利の裁定の請求	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録・認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）
特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に店舗を有する者	特定被災区域内に店舗を有する者	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の事務所が在る者	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の事務所が在る者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内において登録・認証機関の登録の申請をする者	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内に製造所を有する者

介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）	特定被災区域内に営業所を有する者

<p>介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療給付又は同法第二十号の葬料の給付又は同法第二号の葬料の給付の請求</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の五第三項の規定に基づく「障害者総合支援法」という第五十一条の五第三項の規定に基づく「地域相談支援給付費等」の給付決定</p>	<p>障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十三号の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三号の二第一項の規定に基づく指定介護療養型医療施設（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p>	<p>特定ファイブリンゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求</p>	<p>新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三條第一項の規定に基づくしくは遺族一時金又は同法第五号の葬祭料の給付の請求</p>	<p>特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八條第一項、第九條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定</p>	<p>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものであつ</p>
<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に施設を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>

<p>て食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第九条の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可</p>
<p>特定被災区域内に麻薬業務を有する者</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者（自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請</p>
<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>

事務連絡
令和6年1月11日

各府省庁等担当官 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省行政管理局
法務省大臣官房司法法制部
法務省民事局

「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について（周知依頼）

標記政令については本日、令和6年1月11日に閣議決定され、同日に公布・施行されました。

つきましては、本政令が制定された背景、緊急性等に鑑み、災害により被災された方々に対する制度の周知が極めて重要であることから、各府省庁等におかれましては、本政令の趣旨、内容等について速やかに関係職員へ周知徹底を図っていただくとともに、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づく必要な告示の速やかな発出及び同法第4条の適切な運用に努めていただくようよろしくお願いいたします。

また、今後、告示予定事項等について、地域住民等への情報提供に努めていくこととしておりますが、各府省庁等におかれましても、関係地方公共団体、関係団体、報道機関、地域住民等へ積極的に情報提供いただくようお願いいたします。

職 発 0116 第 1 号
令和 6 年 1 月 16 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」の制定等について

令和 6 年能登半島地震による被害に対する障害者雇用調整金、特例給付金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金（以下「調整金等」という。）関係の対策については、本日、別紙 1 のとおり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」（令和 6 年厚生労働省告示第 7 号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 及び 3 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 申請期限の延長

(1) 申請期限の延長の対象となる調整金等

申請期限の延長の対象となる調整金等は、特定被災区域（※）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、令和 6 年 1 月 1 日から同年 6 月 29 日までの間に申請期限が到来するものであること。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項）

（※）特定被災区域とは、令和 6 年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域である。更新されうるため内閣府防災情報のページ

(http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)
を参照すること。

(2) 延長後の申請期限

特定被災区域に係る延長後の申請期限は、令和6年6月30日であること。(法第3条第1項、第2項及び令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和6年政令第5号)第3条)

2 個別の申請による申請期限の延長

法第3条第3項の規定により、特定被災区域外に主たる事務所の所在地を有する事業主であっても、令和6年能登半島地震の被害を受けた事業主(以下「被害事業主」という。)から、令和6年1月1日から同年6月29日までの間に申請期限が到来する調整金等の申請について、その延長を必要とする理由を記載した書面により申請期限の延長の申出が同年6月29日までにあったものについては、同年6月30日までの期日を指定して個別に当該調整金等の申請期限を延長することができる(法第3条第3項)。

なお、書面の作成に当たっては、被害事業主に特段の手間をかけることのないよう、延長を求める申請の内容、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が簡潔に記載されていれば、事足りるものとして、貴機構においては、各被害事業主に過大な負担を課さないよう留意すること。

3 相談等に係る対応

被災に伴い、調整金等に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主の事情、心情等に十分配慮し、申請期限の延長が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。また、別紙2を参考に作成した「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・事業主に配付するなどにより周知を図ること。

<p>対象となる特定権利利益</p>	<p>対象者</p>
<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和六年能登半島の地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）</p> <p>職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可</p>	<p>特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者</p> <p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）</p>

○厚生労働省告示第七号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三條第二項の規定に基づき、同條第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。

令和六年一月十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当(同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求)	旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十号)第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。)	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録(特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。)	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許(特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。)	あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十二条第一項又は第二項の規定に基づくけししの栽培の許可	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給
特定被災区域内に主たる事務所を有する者(令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く)	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に指定医療機関を有する者	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者	特定被災区域内に栽培地を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者

障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく特例給付金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第四十条第三項の規定に基づく報奨金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という)第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定(特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定(特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医薬部外品又は化粧品製造業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医薬部外品又は化粧品製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項の規定に基づく医薬品の登録(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)
特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に薬局を有する者	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内に事務所を有する者

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十第九第一項の規定に基づくキャリアアコンサルタントの登録	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第三条第二項の規定に基づく特別給付金を受ける権利の裁定の請求	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録・認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）
特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に店舗を有する者	特定被災区域内に店舗を有する者	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の事務所が在る者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内において登録・認証機関の登録の申請をする者	特定被災区域内にその製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内に製造所を有する者

介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）	特定被災区域内に営業所を有する者

<p>介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療給付金の給付又は同法第二十号の葬料の給付又は同法第二号の葬料の給付の請求</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第五十一条の五第三号）次項において「障害者総合支援法」という第五十一条の五第三号の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定</p>	<p>障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十三号の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三号の二第一項の規定に基づく指定介護療養型医療施設（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p>	<p>特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七号第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求</p>	<p>新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三号第一項の規定に基づくしくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求</p>	<p>特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八号第一項、第九号第一項、第十号第一項、第十一号第一項、第十二号第一項、第十三号第一項、第十四号第一項又は第十五号第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七号第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定</p>	<p>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものであつ</p>
<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に施設を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>

<p>て食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第九条の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者（自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三号第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請</p>
<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に麻薬業務を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>

事業主の皆様へ

障害者雇用調整金等の申請期限の延長についてのお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用調整金等の申請期限の延長について

令和6年能登半島地震による被害の甚大さに鑑み、次の①及び②に該当する障害者雇用調整金、特例給付金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金については、その申請期限が延長されることとなりました。

① 特定被災区域（※）に主たる事務所の所在地を有する事業主が申請するもの

（※）特定被災区域とは、令和6年能登半島地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。更新されうるため、最新の区域については、内閣府防災情報のページを参照してください。

(http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)



② 令和6年1月1日以降に申請期限が到来するもの

2 延長後の障害者雇用調整金等の申請期限

令和6年7月1日

※ 1、2のほか、①に掲げる地域外に主たる事務所が所在する事業主であって、令和6年能登半島地震により被害を受けた者である場合には、延長を必要とする理由を記載した書面により、期限の申出を行ったものについても延長することができます。

令和6年1月 日

【お問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための
特別措置に関する法律第4条に関する措置

	措置名	根拠法令
1	外国人雇用状況の届出義務の免責	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第12条
2	関係派遣先派遣割合報告書の報告義務の免責	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第23条第3項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第17条の2
3	労働者派遣事業収支決算書の報告義務の免責	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第23条第1項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第17条
4	建設業務労働者就業機会確保事業収支決算書の報告義務の免責	建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条
5	障害者就業・生活支援センターが名称及び住所並びに事務所の所在地を変更する際の事前届出の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第3項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の8
6	障害者就業・生活支援センターの事業計画書及び収支予算書の提出義務の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の11
7	在宅就業支援団体が事業所の所在地等を変更する際の事前届出義務の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第10項
8	在宅就業支援団体が業務規程を変更する際の事前届出義務の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第11項
9	在宅就業支援団体が業務の全部又は一部を休止・廃止する際の事前届出義務の免責	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第13項
10	対象障害者の雇入れに関する計画の実施状況の報告	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第11条
11	特定身体障害者の雇入れに関する計画の実施状況の報告	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第14条
12	障害者職業生活相談員の選任	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第40条第1項、第2項
13	雇用継続交流採用職員に関する届出	雇用保険法(昭和49年法律第45号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第12条の2
14	事業所の設置等の届出義務の免責	雇用保険法(昭和49年法律第26号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第141条及び142条
15	被保険者でなくなったことの届出	雇用保険法(昭和49年法律第45号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第7条
16	被保険者となったことの届出	雇用保険法(昭和49年法律第45号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第13条
17	被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出義務の免責	雇用保険法(昭和49年法律第26号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第14条の2
18	被保険者の育児又は介護のための休業又は勤務時間短縮の開始時の賃金の届出義務の免責	雇用保険法(昭和49年法律第26号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第14条の3